

平成30年度城東区区政会議まちづくり部会（8月）

日時：平成30年8月28日

開会 19時00分

○安川部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成30年度城東区区政会議まちづくり部会、8月部会を開催させていただきます。皆様にはお忙しい中、ご出席ご苦勞様でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

まず最初に事務局より事務連絡があるようですので、事務局よりよろしくお願いいたします。

○縣総務課長 皆さんこんばんは。総務課長の縣です。

まちづくり部会の開会に当たりまして事務連絡をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。

最初に本日の手話通訳の方を紹介します。手話通訳を担当するのは、城東区手話サークルひだまりの皆さんです。

委員の皆様におかれましては発言にあたり、マイクは区の職員がお持ちしますので、マイクを通して少しゆっくり目に話していただけたら幸いです。

次に、区政会議は公開の会議です。現在はまだお見えではありませんが、報道機関に写真撮影を許可しております。また、議事録を作成するため、会議を録音させていただいております。

さらに前回と同様、ユーストリームでのネット配信を行っております。また、記録用の写真も随時撮らせていただきますので、あわせてご了承をお願いします。

次に、委員のご紹介ですが、名簿を事前にお送りしておりますので、そちらをご参照ください。

なお、本日のまちづくり部会ですが、部会長は安川委員、副部会長は北田委員に

お願いしておりますが、本日北田委員につきましては、所用のため欠席とお聞きしております。

また、規約上、部会長も自らの意見を述べるようになっておりますので、あわせてよろしく申し上げます。

次に区役所の出席者です。最初に区長の松本からご挨拶申し上げます。

○松本区長 皆様こんばんは。皆様方には、大変お忙しい中、7月19日に行われました区政会議本会に引き続きまして、本日、まちづくり部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、先の本会でのご議論を引き継いでいただき、平成31年度の運営方針の方向性につきまして、忌憚のないご意見を頂戴いたしたく存じております。

皆様方から頂戴いたしましたご意見につきましては、今後十分参考にさせていただきますまして、運営方針並びに次年度予算の策定に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、活発なご議論をお願い申し上げまして、開会にあたりまして簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○縣総務課長 次に副区長の奥野でございます。その他関係課長も出席させていただいておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、お手元に平成30年度城東区区政会議まちづくり部会（8月）と書いてある次第、真ん中に配付資料と記載しております。この中で※印がついておりますもの、別紙1、資料1、資料2。これらは事前に送付させていただいておりますが、お持ちでしょうか。

では順番に確認をさせていただきます。別紙1は区政会議部会の名簿です。別紙2は本日お配りした配席図です。欠席の方がおられますので若干配置が変わっている

ところもございます。

次に資料 1、城東区区政会議本会（7月）での意見・質問への考え方。それから、資料 2、区政会議の委員の皆様の評価で、平成 29 年度城東区運営方針実績一覧及び直接評価と書いてあります。

それから資料 3、城東区役所用地活用について（素案）に対するパブリック・コメント実施結果（速報版）。こちらは本日お配りした資料です。

それから同じく本日お配りした資料 4、ご意見、質問シート。また、本日、市民防災マニュアルもお配りしておりますので、こちらもご活用いただけたらと思います。

それからもう一点ございます。会議のご案内でもお願いしておりましたが、前回会議の資料、「平成 31 年度城東区運営方針の方向性」、「平成 31 年度城東区運営方針検討資料集」。お持ちいただいていますか。

資料の確認については以上でございます。では、部会長よろしくお願ひします。

○安川部会長 はい。それでは議事に入りたいと存じますが、まず、本日の進行をご説明させていただきます。

平成 31 年度運営方針の方向性について、事務局より説明していただき、それぞれ議論に入りたいと思っております。

その後、8 時 30 分を目途に会議を進め、延長がありましても 9 時には終了してまいりたいと存じます。皆様ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題について事務局より説明をお願いしたいいたします。

○牧企画調整担当課長代理 皆さんこんばんは。企画調整担当課長代理牧です。

いつもお世話になっております。失礼いたしまして座らしていただいて進めさせていただきます。

まず資料 1 をご覧ください。資料 1 につきましては、7 月 19 日の区政会議本会議以降にいただきましたご意見とそれに関しての区の考え方でございます。本日この後の議論の参考としましてご用意しております。

次に資料 2 です。平成 29 年度区運営方針実績一覧及び直接評価についてです。

こちらにつきましては、先ほどの資料 1 のご意見の 5 番にもございましたが、直接評価を行うにあたって、各項目の実績の状況はどうなっているのかというご意見を頂戴しました。

平成 29 年度区運営方針の実績とその評価の一覧を取りまとめましたので、こちらにも参考にさせていただいて、評価を実施していただけたらと思い、作成、送付させていただきました。提出がまだの方がおられましたら、会議終了後、事務局まで評価シートのご提出をお願いしたいと思います。

続きまして資料 3 です。資料 3、3 つございます。資料 3-1 をご覧いただけますでしょうか。

もと城東区役所用地活用について（素案）に対するパブリック・コメントの実施概要（速報版）についてご報告申し上げます。

もと城東区役所用地活用にかかる現在の状況とあわせてご報告申し上げます。

7 月 19 日付の区政会議本会においても、ご意見をいただきましたが、5 月 1 日から 6 月 15 日に実施しました「もと城東区役所用地活用について（素案）」に対するパブリック・コメントの現時点での取りまとめ状況をお手元の「実施概要（速報版）」という形でご報告させていただきます。

『「もと城東区役所用地活用について（素案）」に対するパブリック・コメント実施概要（速報版）』、「1 募集概要」につきましては前回ご報告しましたとおりです。

次に「2 実施結果の（1）」をご覧ください。期間中に、154 通の貴重なご意見を頂戴いたしました。

内訳の年齢別では、20 歳代 1 通、30 歳代 5 通、40 歳代 7 通、50 歳代 14 通、60 歳代 46 通、70 歳以上 66 通、無回答 15 通でした。

続いて、住所別では市内居住 129 通で、うち城東区内 86 通、他区 22 通、区無回答 21 通、市内在勤 8 通、市外居住 6 通、無回答 11 通でした。

続いて（２）の主な意見内容です。いただいたご意見を大きく３つに分類していただきます。

１つ目は①の意見を寄せた方が当該用地に望ましいと考える施設の機能。２つめは②の意見を寄せた方が当該用地に望ましくないと考える施設。３つ目は、③のその他意見です。

①の意見を寄せた方が、当該用地に望ましいと考える施設の機能の中でも素案でお示ししました区が求める機能についてのご意見に関しまして、１０５通のご意見がございました。

アの子育て支援関係は６５通で、記載いただいた具体の施設は、保育所、病児保育等です。

イの健康・医療は３４通で、診療所、救急病院等の記載がありました。

ウの高齢者福祉は６１通で、特別養護老人ホーム、介護施設等です。

エその他防災関係については１６通で、水害時避難ビル、防災備蓄倉庫等の記載がありました。

各機能に関して記載のあった主だった施設の種類をお伝えしましたが、全体を通じて具体的な施設の種類を記載せずに「子育て支援分野」・「健康・医療分野」・「高齢者福祉分野」等という形でのご意見が多数でした。

また、１通のご意見の中に複数の分野を書いていたいただいている場合もございますので、アイウエを全て足すと１０５通を超えてしまいますが、総数１５４通の１０５通ですから、ご提出いただいたご意見のうち、約６８％が区の求める機能について、何らかの施設が必要ではないかとお答えいただいたという結果となります。

つづきまして、素案において区が求める機能以外については７８通のご意見がありました。

ホール・会議室・スポーツ施設が５０通、公園２７通、商業施設２通、住宅４通、その他１０通などです。

次に②の意見を寄せた方が当該用地に望ましくないとする施設の機能の中では、住宅46通、商業施設40通、ホテル7通、幼稚園・保育所1通でした。

最後に、③のその他意見としましては、売却反対、市で継続保有して活用、または貸付してほしいというご意見をいただいたのと、価格競争の売却ではなく、地域のための活用を、とのご意見もありました。

いただきましたご意見を参考にさせていただき、今後、マーケットサウンディングでの事業者意見も踏まえまして、素案②の作成を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、今後の進め方・スケジュールについてのご報告です。「もと城東区役所用地活用にかかる今後の予定」をご覧ください。

本年5月の区政会議本会にてお示しして、素案公表以降にホームページでも掲載しています「全体スケジュール」であります。

まず初めに、記載表現の修正等をご報告させていただきます。

「1.素案①についての検討」、「2.素案②についての検討」です。

以前にご確認いただきました記載は「1.素案①の検討」、「2.素案②の検討」という記載になっており、「素案①・②」を作り上げる検討をする期間であると誤解が生じるのでは無いかという懸念がありましたので、「について」という表現を足して、それぞれ出来上がった「素案①・②」自体を検討いただく期間であると読み取っていただけるようにとの意図であります。

次に、「2. 実施案策定【平成31年度当初】」・「3. 意思決定プロセス【平成31年度上半期目途】」ですが、それぞれの項番号が「2」を飛ばして「3」・「4」となっておりました。申し訳ございませんでした。

平成30年11月までを目途に現在取り組んでいます「素案①についての検討」、その後平成30年12月から始め、平成31年5月を目途に取り組みます「素案②についての検討」です。

素案を２段階で検討し、平成３１年度当初時には「実施案」を整え、平成３１年度上半期を目途に大阪市全体の意思決定を仰いでいきます。

只今申し上げました全体のスケジュールのうち、現在取り組んでいます「素案②への絞り込み」の状況を抜粋しまして、ご報告させていただきます。

「もと城東区役所用地活用にかかるスケジュール予定（素案②公表まで）」をご覧ください。

まず初めに左上、冒頭にご報告しました５月から６月に実施しました「パブリック・コメント」です。

先ほどは、速報版の形でご報告させていただきましたが、最終結果報告につきましては、「マーケットサウンディング」での意見等も踏まえて策定する素案②の公表と同時期、１２月頃を予定しております。

次に、５月１６日（水）に実施公表しましたマーケットサウンディングです。

７月中旬～８月初旬にかけて、お申し込みをいただいた事業者の方との対話を実施しました。今日現在、事業者の方への補足の聞き取りをしながら、内容を集約し分析を行っています。

こちら素案②とあわせて最終結果を１２月頃の予定で公表させていただこうと考えております。

１０月末・１１月初旬をめどに、「パブリック・コメント」、「マーケットサウンディング」の分析結果を踏まえた内部検討を行い、契約管財局等の関係各局と調整し、１２月公表予定の素案②に移っていこうと思っております。

「素案②」につきましては、改めまして区政会議でご説明させていただくとともに、地域活動協議会連絡会等においても説明させていただきたいと思っております。

併せて、「２回目のマーケットサウンディング」、「区民の皆さんへのアンケート」の実施も考えております。

以上が「素案②」へ絞り込むべく現在の取り組み状況・今後の予定であります。

「もと城東区役所用地活用にかかる現在の状況」に関しましてのご報告は以上です。

次に、7月19日区政会議本会で配付させていただきました「平成31年度城東区運営方針の方向性」、「平成31年度城東区運営方針検討資料集」につきましては、先日説明させていただいたところですが、こちらもご議論の参考としていただければと思っております。

続きまして、本部会のテーマであります、まちづくりの関係について報告事項がございますので、お時間を頂戴して市民協働課長の横谷よりご説明いたします。

○横谷市民協働課長 市民協働課長の横谷です。先の区政会議本会においても、防災の関係についてご議論、ご意見をいただきありがとうございました。

また、本庁で議論しております防災の対策につきましても色々なご意見をいただき、区を通じて市へ伝えております。各区長が集まる会議など広い範囲で議論されておりますが、行政として何をしたいかといけないうことは議論の真っ最中ですので、これが決まりましたというご報告をするところまで至っていないのが現状です。

何はともあれ今回については、もう一度皆さんご自身で何を考えていただいたら良いのかということでご用意させていただいたのが、この「市民防災マニュアル」です。何年前に全戸配布させていただきましたが、一部内容が更新されているところがあるかと思えます。お手元にありますのが平成29年の最新版です。

中身については皆さんもご存じの内容であると思いますが、念のために概要だけご説明させていただこうと思えます。

割愛しながらの説明となりますので、資料の中で行ったり来たりと前後すると思えますが、よろしく願います。

まず21ページをご覧ください。上部分の円グラフ、「自助・共助が命を救う！」と書いておまして、これは阪神・淡路大震災の時にどうやって助かったのかという

調査結果です。

見ていただきますと、自力と家族のいわゆる自助の部分を合計しますと66.8パーセントということで、半分以上の方が自ら助かっているということです。

さらに、友人や隣人に助けてもらったという方が28.1パーセントで、ほぼ9割の方が自助と共助で助かっているということです。

言ってしまうと、行政なり消防の助けは到底初期段階では間に合わないということの裏返しであると思いますので、いかにして自らの命をながらえるのかということになってきます。

具体的には何をすべきなのかというところが、3ページに記載されていますので、見ていただけますでしょうか。3ページから8ページにかけて、実際には何をすべきなのかということが書かれております。

まず、3ページから6ページが地震の揺れそのものに対する対策です。3ページは家の中で揺れている時にどうすれば良いか。4ページは外出中に揺れた時にどうすれば良いか。5・6ページは一旦大きな揺れがおさまった後、何をすべきか。7・8ページはもし津波が発生した際の注意が書かれています。

少しとびまして13ページは、地震ではなく風水害。台風等の大雨においては何をすべきかということが13ページから14ページにかけて書かれています。

次は少し戻っていただきまして11ページをご覧ください。激しい雨などの際にどのような避難勧告が出されるのかという考え方が整理されています。

前回の本会の時にもありましたように、今は避難準備情報というものが出されますと、高齢者等の避難開始というものを兼ねていますので、避難準備情報が出された段階で、高齢者や障がい者の方は避難を開始していただきたいということになっております。

前回にも申しあげましたように、リードタイムと言いまして、気象庁がある程度余裕を見ますので、実際にこの避難準備情報が出される段階というのは、まだ空は晴

れていたり、雲もあまり無い状態で見ることが多いですが、数時間後の予報に基づいて出しますので、準備情報が出された段階では一定の動きをしていただく必要があると思っていただきたいと思います。

これらは何らかの非常事態が起こっている時の対策、自分の身を守るための動きというものになります。

次に15ページまでとびます。15ページから18ページにかけては、日常、平時にどうしておくべきかという備えについて書かれています。

当たり前の部分もあります。非常持ち出し品を準備しておいてくださいとか、一定のものは家庭に備えておいてくださいとか、あるいは17・18ページの漫画で書かれているような、家の中でどのように安全を確保するのかということ。このようなことを日頃からやっておいていただければ、被害状況が大分変わってくる。場合によっては、何の被害も出ずに乗り越えられるという可能性も出てきますというものです。

それと、前回の本会の時にもお話をさせていただきました、実際にはあまりやられていないことですが、15ページの⑤・⑥に書かれているのは、緊急連絡カードというものを家族みんなで持っておきましょうというもので、もしはぐれてしまった時にはどこに集まる、どうやって連絡を取るか。あるいは⑥にある「我が家の防災マップ」を作って、もしもの時にはどうやって逃げようということを日頃から考えておいていただきたいと思いますということです。

これらの参考になりますのが20ページです。右側に「電話が使えないとき・・・」と書かれた大きな括弧があります。先だつての地震でもそうでしたが、まず携帯電話が通じなかったですし、言うてる間に固定電話が通じなくなりましたので、伝言ダイヤルで連絡を取り合うことが、今の時点では一番現実的かと思います。

LINEなどのSNSを間に挟むことによって、結果的には伝言ダイヤルを使わなくて大丈夫だったということもありますが、SNSもダメという想定のもとで伝言ダイヤルの使い方も覚えておいていただきたいと思います。

その枠の下の方に書かれてありますが、体験利用できる日が設定されておりますので、もしよろしければ一度やっていただければと思います。

そして先ほど申しました、「我が家の防災マップ」の事例が一番最後の31ページに書かれてあります。本当のこの程度の漫画で十分なので、どこに何があってどこが危ないかというように、自分の家の周りの状況をまず把握しておいていただきたいと思います。

さらに言いますと、赤で①②と書かれている避難のルートがありますが、複数のルートを設定していただいて、状況に応じてどのルートで逃げるのが一番安全なのかということを、まずは家族で話し合っていていただいて、自分と家族の安全を守っていただき、自助共助に気を配っていただくところからスタートするのかなと思います。

それができて、自分と家族が助かったということになりますと次は、21ページ以降に書かれているように、地域でどのように他の人を助けていくという段階に入っていきますが、まずは自助です。共助の前に自分が死んでしまったらどうしようもないので、自分がいかに助かるかということをもっと考えていただきたいと思います。

地域で先頭に立っておられる皆様ですので、もし何かの機会がありましたら、いかに自助が大切であるか、阪神淡路大震災の時には実際にこのような数字が出ているんだよということを皆さんにお伝えいただいて、地域、地域で自助の力を高めていって、さらに共助につなげていっていただきたいと思います。

直接的にまちづくりというところからは外れるかもしれませんが、私からは以上でございます。

○安川部会長 はい。それではこれより議論に入ります。発言にあたっては、手話通訳の関係上、挙手の上、毎回お名前を名乗っていただいたのちに、ご発言をゆっくりお願いします。

ぜひ皆さんで意見交換をして議論を深めたいと思いますので、いくつか意見がありましても、1つずつご意見をお願いします。

それでは、ご意見がございましたら、どなたからでも結構でございますので、挙手をお願いいたします。はい江ノ口委員どうぞ。

○江ノ口委員 今防災マニュアルについて説明がありましたので、それに関する考え方をお聞きしたいと思います。

自助、共助、公助ということで、阪神淡路大震災の時の公助は1.7パーセントと書かれていますが、これは実際に災害が起こってから消防とか行政機関が来て助けることを公助というふうに位置付けられているので、その通りかなと思いますけれども、実際には公助というのは、先ほどの説明の中にもあった避難勧告や避難指示など、それを予防することも一つの公助というか、個人ではできない公助だと思います。

それからできるだけ自助、共助でやってくださいということですが、実際には今の社会の中で我々の町会、町会連合、町の人々の3割強の人が高齢で一人で住んでおられるということになりますと、事前に避難するとか、共助、誰かが助けてあげるとかしないと自助ができない。自助が第一だから自助をなさいということは、家族を持った限られた人たちはそれができますが、それに対してはやはり大きな考え方で公助という位置付けをしていかないといけないと思います。

公助の考え方については、もう少し広く捉えたらどうかという意見ですので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○安川部会長 それでは区役所のほうから何か。

○横谷市民協働課長 話が前後するかもしれませんが、高齢者の方や障がいをお持ちで自分で逃げられない方について、この方々に日常何をしていただきたいかというのと、例えば家具を固定していただくとか、それだけでも生存率は変わってきますので、そういう自助はお願いしておきたいと思います。それに対して行政側で公助として何ができるのかというのと、そういう方々がどこに住んでおられるのか、どういう障がいをお持ちなのかということをおいかに把握しておくかということだと思います。

それについても先ほど申しました区長が集まる会議で議論されていることの一つで、

データとして出してくること、そのデータを民生委員さんなりにお渡しすることは簡単ですが、実際に普段自分のそのような状態を人に知られたくないという方をどうするのかというところが一つ議論になっておりますが、まだ結論は出ていないという状況です。

あと、例えば障がいをお持ちの方どこで受け入れることができるのかということも公助の守備範囲であると思います。非常に重い障がいをお持ちの方が普通の避難所、学校の体育館などで過ごしていただけるのかというと、やはり問題が出てくると思いますので、そういう方をどこで受け入れるのかということも議論して行って、方向性を決めていかないといけないということも今議論されています。

残念ながら議論の最中で、城東区はどうしようかということまでは、はっきりとして結論が出ていないのが現状ではありますが、福祉担当もいざとなれば立ち上がることとなりますので、保健福祉担当で病院や障がい者施設などと議論を進めてもらっているところです。

あとは立ち上がって、それが実効性を持って運営できるのかというところの議論を深めていかないといけないと考えている最中でございます。

○江ノ口委員　ですからその辺のところについては、やはり平成31年度には積極的に、個人情報とか色々ありますが、実際には安否確認でも個人情報の壁があるということですけど、やってやれないことはなくて、ある程度そういう道づけをしておけば、そのような人たちを見守っていくことが公助の大きな方向性の一つではないかと思えます。起こってからの公助というのはものすごく限られていると思うんです。大きなビルも倒れますし、家の中から救助もできない、時間的な制約もある。でもそれを前もって防止していくというのが公助であって、それを大きな方針として進めていくのが平成31年度の方角づけの一つではないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○横谷市民協働課長　大阪市には危機管理室という部局があり、その辺の議論も進め

ていっておりまして、地域に情報を提供する時のやり方について、本人から同意が得られていないものをどこまで提供できるのかということで、一応法的にはクリアできるであろうと。ただ、どうしてもグレーゾーンというものがあり、そのあたりを早くクリアにしていくようにしていきたいと思っておりますし、私ども単独の区だけでできないこともありますので、そのようなお声があるということを経営管理室へ伝えてまいります。

○安川部会長 はい、ありがとうございます。他にどなたかご意見ございますでしょうか。はい、島井委員さん。

○島井委員 森之宮の島井です。最近テレビでも報道もだいぶ少なくなりましたが、避難所の件ですが、今仮にさあ避難をなささいという情報が出ましたら、果たして自分の地域で避難所の開設がどうしたらできるんだろうかという話もありまして、今これ（平成29年度城東区運営方針自己評価）を読みましたら、「避難所開設訓練や地域防災計画の策定などを進めていく必要がある」と平成29年度の自己評価に書かれてあります。

地域活動協議会等で自主的に自分の地域でこういった訓練をされているところがある、いくつかの地域があるということを知っております。ただ、自分が居住する地域において、果たして本当にできるんだろうか。そういった訓練を私自身経験していませんし、何かあった時にじゃあどうすれば良いんだろうかと。当然地域で検討していかなければならないことですが、区としてそのような訓練をどのように計画されているのかというのと同時に、16連合のうちどれぐらいのところでそのような訓練がなされているのか。まだのところについては今後どのようにされるのか。そういう計画があるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○安川部会長 はい。では区役所お願いします。

○横谷市民協働課長 避難所の開設ですけれども、基本的にまず水害と地震と大きく考え方が分かれると思います。

先ほど申しましたように水害で言いますと、避難準備が出た時点で避難所を開設するべく動きますので、一番最初の避難所には職員を派遣するように段取りを進めている最中でございます。

ただ、どの時間帯に避難準備が出るかにもよります。深夜に出たときには、果たして何人が小学校を開けにいけるのかということも心もとないところございまして、場合によりましては、地域の災害救助部長さんをお願いする状況が出てくるかと思えます。

もう一つ、地震になりますといつ発生するか分かりませんので、できるだけ区の職員を派遣して、運営を開始するべく計画を立てようとしていますが、これも先ほど申しましたように、深夜に発生した場合にどこまで対応できるかいうと、中々対応しきれないと思えますので、災害救助部長さんにお預けしている鍵でとりあえず開けてくださいとお願いする状況が出てくるかと思えます。

そして、そのためにどこまで訓練をしていただくべきかということになりますと、やはり実践に即した訓練を実施していただくに越したことはないですが、私自身もそうなんです、色んな訓練をやっていかないと、トータルで避難所の開設にまで至らないと思えます。避難所開設に至るまでに参集訓練や消火訓練があり、色んな訓練を組み合わせないといけないので、中々避難所開設までは至っていません。地域でも避難所開設まで訓練としてやっておられるところもあります。はっきり今年度いくつ、平成29年度いくつという数字は今出てきませんが、何地域かはそこまでやっておられるところもあります。

今年度は9月8日に実施します、地域防災リーダーさん何名か来ていただくことになっております訓練では、HUG（ハグ）という避難所運営ゲームを図上で行うことを企画しております。

各小学校の図面を使いまして、どんどんどんどん情報が入ってきます。「避難者家族何名来られました。」、「障がいをお持ちの方が何名おられます。」という情報がどんどん入ってきた時にどう対応していくのかというのを図上で訓練することを計画

しております。

場合によりましては、地域でやっておられる訓練の方がもっと進んでいるところもあるかもしれませんが、なにはともあれ最低限ここまでは知っておこうよという意味合いで、全ての小学校で一旦同じレベルでさせていただこうと思っております。

それに参加していただいた後、もっと自分のところはこんなことができるとか、実際自分のところの学校はもっと他の教室も使ってこんな訓練をするべきだというような考え方で進めていっていただけたらありがたいと思います。

避難所開設については、訓練も含めましてそのような状況となっております。

○安川部会長 はい、島井委員。

○島井委員 具体的に一つ一つの地域、連合町会でこのような訓練を予定していますというのがあるんですか。

○横谷市民協働課長 地域で訓練をされる際は事前に報告をいただいて、私たちもできるだけ支援というところとあれですが、どういう段取りで進めたらよいのか、事前にどんなことを知っておいていただいたらよいのかとか、そういうところに関しては一緒に考えさせていただき、現に一緒にやらせていただいているところもありますので、もし地域でそのような訓練をやってみたいという声がありましたら、ご要望いただければと思います。

どんな訓練をしようかという入り口からでも結構です。うちはある程度訓練も進んでいるから、ここから先何をやったらよいか考えてほしいとか色々なレベルがあると思いますが、声を掛けていただければ、できるだけの支援をさせていただきたいと思っております。

○島井委員 ということは、各地域においてまずその計画をしろということですか。

○横谷市民協働課長 当然ながら人手がたくさんかかる訓練ですので、例えば来年度の31年度に16地域が全て小学校を使って避難所開設の訓練までやってくださいということまで無理にお願いするということまでにはできないと思います。

地域として今何をすべきかということも、地域ごとに考え方をもちださずとも、強制的に31年度こういう訓練をやってほしいということまでは言えないと思います。

○島井委員 おっしゃる通りだと思います。例えば、災害の訓練、消火の訓練であるとか逃げる時の訓練であるとか、こういったことも過去からずっとやってきていて、実際に参加する人もある程度決まってきたりしているわけです。何年続けてやろうとも。

ある年度に突然人が増えるわけでもないということで、今までとちょっと違う訓練、例えば避難所を運営する側。仮に避難所を開設しました、じゃあ役所から何人来てくれるのか。多分現実にはほとんど無理でしょう。どこかの一地域だけが被害を受けるわけじゃないんですよ。16地域全部なんですから。

そういうこともあるんで、その地域の人に任せないといけないことも多分にあるんです。ということは、地域の人がそういうことに携わることができなければ、どんな問題を持ってきたって無理ですよ。

地域の中で一部の人でもいいから避難所を開設する担当者を作るべきではないのか。もし、開設のマニュアルがあるならば参考に見せていただきたいと思います。

○安川部会長 一つよろしいでしょうか。

○島井委員 はい。

○安川部会長 その件については、地域活動協議会の会長会の中で話が出てますし、何か所かそういう訓練をやっているところがありますが、これは地域が率先してやるべきことであって、役所にあれしてこれしてということではなくて、指導はしてもらいますが、実質動くのは地域だと思うんです。

だから地域活動協議会の会長や防災リーダーに来ていただいて、地域で開催するのは本筋だと思います。

○島井委員 いや、そうなんですよ、計画をするのは地域ですよ。その中で、例えばこういうことがやりたいと言った時にマニュアルとかあるのかなということもまず

聞きたいわけですよ。あれば事前に勉強しておいて、ある程度の知識を持ったうえで、避難所開設の訓練をしていくというのが、まず第一なんじゃないかなと思います。

区が主導でやってくださいというわけじゃないんです。ただ、そのような訓練の企画、計画があるならば教えてほしいと思います。

○横谷市民協働課長 おっしゃられているマニュアルですが、行政が作っている非常に分厚いものがありますが、それをそのままお渡しして、これを読んで各自やってくださいという種類のものではないです。

ですので、まさに避難所開設訓練をやるということになれば、その時に声を掛けていただければ、その分厚いマニュアルの中から段階に応じて内容を抜き出して、もう少し分かりやすいものを作って、お示しするというのをやらせていただきます。

実施に避難所が立ち上がると役所から人を派遣するのも、2人から3人というのが限度になってくると思うので、実態上の運営は地域にお願いしないとうしょうがないということになりますので、運営をしていただくために、最初に立ち上げる時のマニュアルはこうです。その訓練が終わったら次に運営する時の注意点は何か、何を考えておいたらいいのかと、段階に応じたマニュアルが必要になってくると思います。

ですので、訓練に応じたマニュアルをその都度作るということも大変な話になってくると思いますので、その都度必要なページを抜き出してお示しさせていただきます。

○安川部会長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。はい、奥委員。

○奥委員 公募委員の奥です。旧の区民ホールに保育所が開設されているみたいですが、ご存知ない方も多くおられまして、何を作っているの？とかよく聞かれます。

区政会議では以前にそのような計画を聞いておりましたが、現状どのぐらいまで進行して、区民の皆さんにどのぐらいまで通知が行っているのかということをお聞きしたいと思います。

○安川部会長 区役所のほうからお願いいたします。

○松本区長 旧区民ホールでは小規模保育事業ということで、0・1・2歳を対象と

した保育園の建設が終わり、現在は開設に向けました研修等を実施されていると聞いております。9月1日が開所予定で、広報誌7月号の7ページに、7月6日から「ぬくもりのおうち保育城東中央園」と言いますが、その利用申し込みを受け付けますというお知らせもさせていただいております。

既に申し込みがあったかとは思いますが、詳細については担当の者がこの場におりませんので確認できませんが、いずれにしても市長より区役所の中にスペースを見つけて小規模保育事業をやるという基本方針が出されました。しかしながら城東区役所につきましては移転、建て替えを行ったばかりで空きスペースがございませんので、代わりにもと区民ホールの事務室で小規模保育を9月からやっていくということについて、区民の皆様にも周知させていただいているという状況でございます。

○安川部会長 奥委員よろしいでしょうか。はい、ほかに何かございますでしょうか。

はい、江ノ口委員。

○江ノ口委員 少し戻りますけど、城東区役所の跡地活用にかかるスケジュールについて、私ははっきり分かってなかったんですが、マーケットサウンディングという市場調査で、事業者との対話というのは具体的にはどういう状況で進められているのでしょうか。

○牧企画調整担当課長代理 パブリック・コメントについては、区民の方からのご意見を頂戴する場で、マーケットサウンディングは市場調査ということで、事業者がこの土地を購入して何かするとしたらどんな使い方をしますかと。使っていただく条件、既に公表しております素案に基づいて使うとしたらどういうものになりますというご意見を頂戴して、それらを集約してまとめるという流れになります。

○江ノ口委員 素案にある区の条件というのはどういうものか、もう一度ご紹介願えないでしょうか。マーケットサウンディングの時に事業者に求めている区の条件と言いますか、こういう使い方をしましょうという条件をもう一度確認しておきたいと思えます。

○牧企画調整担当課長代理 パブリック・コメントとマーケットサウンディングで元となっている、こういう使い方が良いのではないか、こういう方向が良いのではないかという素案①については共通で、先ほどご報告しましたパブリック・コメントの速報版でも申しあげましたが、区が求める機能としては、子育て支援の機能が区の現状、運営方針から必要なのではないか。これが一つ目。次に健康・医療に関わる機能。これも区の現状から必要ではないか。そして三つ目は高齢者福祉に関わる施設が必要ではないか。それからその他として防災機能。例として挙げていますが、地震が起って津波がきた際の垂直避難。横ではなく上に逃げるための機能も必要ではないかということでお示ししました。

区政会議では主に素案の概要版にて説明させていただきましたが、こちらについてはホームページでも公表させていただいております。

これらの機能を全て組み合わせた施設。この機能のうちいくつかを組み合わせた施設。この機能の一つをピックアップした施設。これらの施設と区が求める機能以外を組み合わせた施設という形で素案をお示しさせていただいております。

○江ノ口委員 7月中旬から対話を進められて、次は公表するという段階ですか。

何社かの事業者から意見が出ているという状況でしょうか。

○牧企画調整担当課長代理 申し込みを受けて、この期間内にいつでもご意見をくださいということではなく、マーケットサウンディングの仕組みについては、お申し込みをいただいた事業者さんがまず対象となり、対話は区役所で実施しましたが、事業者からこういう使い方をしますという提案をいただいて、対話そのものは終了しております。ただ、限られた時間の中でのやり取りでしたので、この点についてもう少し詳しく聞かせてほしいなど、調整を現在行っております。

公表につきましては、パブリック・コメントは今回速報版という形でいただいたご意見の件数などをお伝えしましたが、マーケットサウンディングについては、素案②への絞り込みの材料となりますので、素案②を公表するタイミングになるかと思いま

す。

○江ノ口委員 もう1件いいですか。

○安川部会長 先に奥さんお願いしたいと思います。

○奥委員 水害とか津波とかいうことは検討が進んでいると思いますが、火災が発生した場合の計画というのは、どこの地域でも全然できていないと思うんです。

うちは消防署が近いからあれですが、何箇所か同時に火災が発生したらもう手のつけようがないです。

鯉江では各班に消火器を一つずつ配置しておりますけど、地震が起こって火災が発生した場合には、そんなものではおっつかないと思うんです。

私が以前奈良県新庄町というところに仕事に行っておりまして、そこはかなり厳しい消防署で、以前琵琶湖で東洋アルミが大爆発したという事故がありましたけど、うちの工場の前に東洋アルミがありまして、そこにプラントを設置することを消防署が認可していなかったんです。そういう危険な状態にあったことを消防署は察知したようです。

新庄町というところは、各町会に消火栓と50メートルぐらいのホースがあります。各工場は消火設備をつけないといけなくて、各会社にも消防用のホースがあるというように、かなり消防署が厳しくやっておりました。

こんなことを大阪市内ではできないと思うんですけれども、そういった面も城東区だけでなく、大阪市全体としても街中にできるだけ多くの自由に使える、消火栓はなんぼあっても消防車が来ないとは使えないよね。何かそういったものも検討してはどうかと思うんです。

火災が発生した場合にどうすれば広がらないかということも検討する必要があるんじゃないかなと思います。

○安川部会長 はい。今のご意見について区役所どうでしょうか。

○横谷市民協働課長 確かに老朽木造住宅家屋密集地というエリアになりますと、大

規模火災が発生する可能性があります。

まず避難という考え方で言うならば、火災が発生したら、まずはもう公園などの広いところに逃げていただいて様子を見る。火の発生場所に応じて、通常考えておいた避難の経路を変えていくとかいうことを、臨機に対応していただかないといけない。さらに大規模火災が発生しますと、広域避難場所ということで、鶴見緑地や大阪城公園など、さらに広いところに逃げていただく必要が出てくるかもしれません。

でもそういう火の手になってくると、個人個人で対応できるようなレベルの火ではありませんので、とにかく逃げてもらうしかないということになります。

もう一つおっしゃられてた、もっと積極的に被害が広がらないような対策を何か考えられないかということなんですけれども、例えば、1人1人ができるかという問題ではないんですけれども、制度的には狭隘道路の拡幅促進整備事業という、幅が4メートル未満の道路を広げていこうという、建て替えや増改築の際に広げていくことを促進させるための制度や、さらに大きな制度でいいますと、防災コミュニティー道路整備事業といまして、木造住宅の多い優先地区というのが指定されておまして、地域で協定を結んでいただくと、建て替え等において道路を拡張する際に一部その舗装費等を補助するというような制度がございます。

あまり目の前で何か出来るという制度ではなく、建て替えの時などに活用できるという制度に今のところ留まっているようですが、制度としてはそういうものが想定されています。

それを超えるような、おっしゃられていた消火栓の問題やあるいは消火器をもっと密度を濃く置けないかという話になってきますと、今この段階でその方向で考えましても言えないレベルの話ですので、火災の話も大きな要素として、特に地震の時に考えていかないといけないというのはおっしゃる通りですので、事あるごとにそういう話も言っていこうかなと思います。

今のところ分かっている話では、火災ということでは今申しましたよう

な制度になります。

○安川部会長 それではお時間も迫ってまいりましたので、最後にどなたかご意見ありましたらお願いします。江ノ口委員お願いします。

○江ノ口委員 話がずれるかもわかりませんが、31年度に向けた方向性ということでね、城東区での意見をまとめられてるんですけども、今総合区とか特別区とかという括りで、広報誌とか見ましたら総合区になると4区ということで、城東区と鶴見区と東成区、それから特別区ですと城東区は北区になって、城東区や東成区が埋もれてしまっているような表現も載ってるということで、31年にどうということであれば、この辺のところを見据えた何か方向づけや、そういうところに反映させていくようなことはあるんでしょうか。

それとも来年度にそういう選択を迫られるようなことも聞いておりますし、このままでいくのか、それともどちらかにシフトして区の方角づけというのも含めた計画の見直しというのは大きくなっていくのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○安川部会長 では、区役所の答弁お願いいたします。

○奥野副区長 まず、今我々がお示ししてる区の運営方針は、31年度の考え方については総合区、特別区という制度の趣旨を踏まえてはおりません。今の行政区の中でという前提のもとにやっております。

それと総合区、特別区の住民投票という話になりますと、これはまだ市の意思決定自体もできていないところがございますので、今やりますともやりませんといった確定したことを言えるものではありません。

ただ、準備期間というものがございますので、少なくとも仮に明日したとしても、31年度にすぐに体制が変わるかということ、恐らくそういうことにはならないだろうと思いますので、31年度については現行のままでいくということです。

32年度以降になると、我々としても何も言えることがないので、その辺はまた

時の状況を見てということになると思います。

○安川部会長 それでは時間になりましたので、最後に区長にまとめていただきたい
と思います。よろしくお願いします。

○松本区長 皆さん貴重なご意見どうもありがとうございました。

大きな災害が立て続けに二つ続いたということもございまして、またこのまちづくり部会の一つのテーマであります防災についてのご意見をたくさん頂戴しました。

公助の役割についてご意見も頂戴しましたし、あるいは避難所開設ですね、ご心配になってることについては確かにその通りだと思います。

実地に即した形で避難所開設を一度やってみないことには、いざその時が来た時にどこに何があろうかとか、あるいはどこを開けて人をどこに入れるかとかいうことについて、中々迅速に意思決定ができないと思いますので、その辺につきましてはそれぞれの地域と区役所で十分相談させていただいて、災害に備えるということが大事だと思いますので、そのことにつきましては、先ほど横谷から強制はできないと申しましたけれども、全16地域で少なくとも年に1回ぐらいは、そういった訓練をやっていただくというのが理想だと思いますので、それについてはまた各地域の方とご相談させていただきたい思います。

また、区役所の跡地についてもいくつかご意見を頂戴しました。まだ今後素案②に向けまして検討を進めていくという段階でございまして、冒頭申しあげましたように、素案②ができましたらまた区政会議でもご報告を差しあげた上で、ご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また火災に関するお話もございましたけれども、お話を聞いていて思いましたのは、やはり個人個人で、例えば防災とは言いながら災害を防ぐというのは非常に困難を伴いますので、何をおいてもまず逃げていただく、身の安全を確保していただく、そのことに集中をしていただくというのが、やはりあるべき防災ではないのかなと思います。

街角に消火器を置くというのは管理の問題もありますので事実上無理だと思えますけれども、火災を消火するのは消防署にお任せして、我々はできるだけたくさんの人を避難していただいて、あるいは皆さんはご自身の安全、ご家族の安全を確保しながら、余裕があればご近所の方の手助けをしていただくといった役割分担で、少しでも助かる命を助けていくというのが、我々が担当すべき防災分野であると思えますので、そういう考え方のもとに普段から備えをしていただくということが大事なのではないかなと感じた次第でございます。

いずれにいたしましても、今現在市全体で先の大阪北部地震を踏まえまして、どういったことが出来てなかったのか、あるいはどういったことを検討しておかなければならないのかといったことについて、市を挙げての検討が今進んでおりますので、その結果につきましても、また結論が出ましたらこの区政会議でもご報告を申しあげたいと思えますので、よろしく申し上げます。

本日はどうも貴重なご意見ありがとうございました。

○安川部会長　それではこの城東区区政会議、まちづくり部会を終了したいと思います。

委員の皆様、ありがとうございました。それでは最後事務局よろしく願いいたします。

○縣総務課長　安川部会長、委員の皆様ありがとうございました。それでは事務連絡をさせていただきます。

先日の本会議や本日の部会でいただいたご意見を踏まえ、区の運営方針や予算の策定を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定としては、10月頃に開催します本会議におきまして、31年度の運営方針素案として皆様にお示ししたいと思っております。その節はそれを元に活発なご議論をお願いします。

それから、先日の本会議の際にお願いした区政会議の委員の皆様による直接評価

について、提出がまだの方がおられましたら、必ずお名前を記入いただいて、お帰り
の際でも結構ですので提出をお願いします。

加えまして本日お配りした資料4、ご意見ご質問シートにつきましては後日でも
結構ですので、お気づきの点がございましたらファックス、メール等で提出をお願い
します。

それではこれで本日の区政会議まちづくり部会を終了させていただきます。長時
間にわたりありがとうございました。